

政令第三百二十四号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第二号を削り、同表備考第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表備考第八号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考中第九号を第八号とする。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

経済構造統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。